令和５年度　No. 2

事業評価シート

※参考　昨年度のシート

資料３

事業名	**霊きゅう車運行事業**	
担当課	市民部　市民課	
事業期間	開始年度：合併（平成15年度）以前	
根拠法令等	瑞穂市火葬場条例、瑞穂市火葬場条例施行規則	
実施方法	■直接実施　□業務委託（委託先：　　）　□指定管理（管理者：　　） □補助金（補助先：　　）　□その他（　　）	
事業概要	沿革・経緯等	経緯等については不明。合併以前の穂積町の頃から実施。
	目的・必要性（何のために）	公衆衛生その他公共の福祉のため
	対　象（誰、何を対象に）	死亡者又は使用者が瑞穂市の市民
	内　容（手段、手法など）	会計年度任用職員１名が従事 霊きゅう車を運転し、葬儀場又は自宅から瑞穂市火葬場まで遺体の入った棺を運搬

				令和５年度（決算見込）	令和４年度（決算）	令和３年度（決算）	令和２年度（決算）
コスト	事業費（千円）	内訳	会計年度任用職員報酬	2,293	2,197	2,126	1,314
			会計年度任用職員手当等	894	772	790	561
			燃料費	63	59	50	50
			車検費用、公課費	0	100	0	83
			保険料	42	50	42	51
			その他	121	5	24	5
		総　額		3,413	3,183	3,032	2,064
	財源内訳（千円）	内訳	国・県	0	0	0	0
			市債	0	0	0	0
			基金	0	0	0	0
			その他（　使用料　）	1,787	1,936	1,854	1,887
			一般財源	1,626	1,247	1,178	0
		総　額		3,413	3,183	3,032	1,887

	【実績指標名】	単位	令和5年度（見込値／目標値）	令和4年度（実績値／目標値）	令和３年度（実績値／目標値）	令和２年度（実績値／目標値）
事業実績	霊きゅう車使用	件	300／目標値なし	329／目標値なし	323／目標値なし	305／目標値なし
			／	／	／	／

見直し・改善状況	霊きゅう車購入：平成29年3月、購入金額：4,349千円、　車検有効期間満了日：令和7年3月23日 霊きゅう車使用料改定状況 瑞穂市民：平成15年5月 3,150円、平成26年4月 3,240円、令和2年4月 5,500円、 死亡時に瑞穂市民でなかった者：平成15年5月 市民の3倍の金額、平成24年10月 市民の6倍の金額（現在33,000円）
比較参考（他自治体や民間業者での類似事業等）	・美濃市：１回3,000円、10㎞超1㎞増毎1,000円加算、2時間超1時間増毎1,000円加算、消毒を要するもの10,000円 ・垂井町：5,200円、町外者5倍 ・関市、郡上市、養老町、関ヶ原町及び輪之内：無料 ・羽島市、大垣市　令和3年度末廃止 ・岐阜市、本巣市、北方町　所有なし ・市の運転手不在時の業者への運行業務委託料：20,000円 ・民間業者　A社20㎞まで16,500円　B社10㎞まで37,080円　C社一律43,000円 （市内葬儀場4社中3社が霊きゅう車を保有。うち２社はセットプランに含まれている。）

事業成果	成果目標	ご遺族に対し、公衆衛生その他公共の福祉の向上を図る。		
	成　果（目標達成状況）	1．目標を大きく上回って達成 2．目標を上回って達成 3．ほぼ目標どおり 4．目標を下回った 5．目標を大きく下回った	評価：3	理由：遺体の入った棺を運搬することにより、市民の葬祭が円滑かつ適正に行われている。

特記事項	会計年度任用職員：令和２年度は環境課に所属し、兼務で霊きゅう車運行を行っていたため、報酬、手当等の2分の1を計上し、令和3年度からは全額を計上した。 葬祭備品貸出し：葬儀用祭壇、葬儀用屋形ちょうちん立てを貸出し、組立てを行なっている。H25 2件、H26 1件、H28 1件、H29年度以降、使用実績なし。 葬祭具消耗品売払：独居高齢者、生活保護受給者等の死亡、死産等の場合、棺、分骨入れ等を売払いしている。 弔慰：令和３年度までは弔電を送付、令和４年度から弔文を手交。

担当課による評価

担当課評価 A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い	必要性	・市民や社会のニーズを的確に捉えた事業か ・民間事業者や市民が自ら実施することのできない事業か ・目的・目標の達成手段として適切で、優先度の高い事業か	評価：A	理由：自宅等地域で葬儀をされることが減少し、民間業者に依頼されることが増加している状況の中、火葬場使用者に対し6割以上で市の霊きゅう車を使用しており、公衆衛生その他公共の福祉のため、市が事業を運営することが必要である。
	効率性	・受益者との負担関係は妥当な水準か ・他の手段や方法とのコスト比較は十分行われているか ・コスト削減や効率化に向けた工夫が施されているか	評価：A	理由：令和2年度からの使用料見直しについては、過去3年度分の使用状況を参考に費用対効果等を考慮して設定されており、妥当な水準である。
	有効性	・成果目標は理にかない、実績は適切に把握・測定されているか ・活動実績は見込みに沿い、かつ投入資源に見合っているか ・先行事例の分析や外部資源の活用は十分行われたか	評価：A	理由：市が事業を運営することで、公衆衛生その他公共の福祉の向上としては達成されている。
担当課今後の方針	1．現状のまま継続　2．改善しながら継続 3．事業規模拡大　4．事業規模縮小 5．事業休止　6．事業廃止		方針：1	理由：公衆衛生その他公共の福祉及び使用者が増加しているため、事業の継続が必要である。

財政部局による評価

財政部局評価 A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い	必要性	・市民や社会のニーズを的確に捉えた事業か ・民間事業者や市民が自ら実施することのできない事業か ・目的・目標の達成手段として適切で、優先度の高い事業か	評価：D	理由：霊きゅう車の利用件数は安定しており、一定の市民ニーズがあるものと思われるが、これは民間事業者に比べて使用料金が非常に安価であるためと考えられる。当市内においては民間事業者４社中３社が保有しており、行政による運行が必須とまでは言えない。
	効率性	・受益者との負担関係は妥当な水準か ・他の手段や方法とのコスト比較は十分行われているか ・コスト削減や効率化に向けた工夫が施されているか	評価：D	理由：受益者負担の原則からすると、令和４年度事業費+車両コスト（購入価格を１０年で按分）の半額程度の料金で運用している状況であり効率性があるとは言えない。また、来年度より会計年度任用職員に勤勉手当の支給が必要となり、今後さらに人件費の増が見込まれる。
	有効性	・成果目標は理にかない、実績は適切に把握・測定されているか ・活動実績は見込みに沿い、かつ投入資源に見合っているか ・先行事例の分析や外部資源の活用は十分行われたか	評価：C	理由：使用料金が安価な行政サービスに対して市民ニーズがあるのは当然のことである。他市町の状況をみても事例は少なく、また利用頻度も年間300件程度と少なく、行政が実施すべき事業と判断できない。
財政部局今後の方針	1．現状のまま継続　2．改善しながら継続 3．事業規模拡大　4．事業規模縮小 5．事業休止　6．事業廃止		方針：6	理由：市民ニーズのみを優先せず、コスト削減意識をもった使用料金改定は必須であるが、民間事業者や他市町の状況をふまえた上で、霊柩車の車検時期や今後車両の修繕等が増える状況を鑑み、事業廃止が適当であると判断した。